



65歳以上の人が対象です 介護保険料の通知書を郵送

65歳以上の人を対象に、本年度の介護保険料額決定通知書と納付書を送付しました。

☎ 介護保険室 027-898-6159

介護保険料の納付方法は年金から天引きする特別徴収か、納付書で支払う普通徴収の2つ。高齢基礎年金などの年間受給額が18万円以上の人は特別徴収になります。詳しくは市役所介護保険室か大胡・宮城・粕川・富士見支所へ問い合わせてください。

普通徴収の人は口座振替が便利です。各金融機関で申し込んでください。申し込みには預金通帳と届け出印が必要です。振替の開始は申し込んだ翌月末分から。それ以前の分は納付書で納めてください。なお、一定期間保険料を納めないで、介護保険の介護サービスを利用するときに、滞納期間に応じて給付制限を受けることがあります。

■ 保険料の減免
災害など特別な事情で保険料が納められない場合、申請により減免される場合があります。



国保と後期高齢者医療加入者が対象 医療費と食事療養費の軽減措置

国民健康保険（国保）や後期高齢者医療の加入者に、医療費などの軽減措置があります。

☎ 国民健康保険課 027-898-6249
後期高齢者医療については同課 ☎ 027-898-6253

病院などの窓口で限度額適用・標準負担額減額認定証を提示すると、支払う医療費が自己負担限度額までとなります（表1のとおり）。また、住民税非課税世帯の人は入院時の食事代が軽減されます（表2のとおり）。なお、70歳以上で区分が現役並み所得者と一般の人は、高齢受給者証か後期高齢者医療被保険者証が認定証の代わりになります。制度の利用に認定証は必要ありません。

■ 認定証の申請手続き
保険証、印鑑、マイナンバー（国保は世帯主と該当者、後期高齢は本人）の分かる物、来庁者の身分証明を用意して、市役所国民健康保険課、大胡・宮城・粕川・富士見支所に申請してください。

なお、後期高齢の加入者で、現在認定証の交付を受けていて、本年度も引き続き該当する人には、保険証と一緒に認定証を送付します。

■ 入院時食事療養費の還付申請
認定証を提示しなかったなどの理由で、減額されていない入院時食事療養費標準負担額を支払ったとき、その差額分の還付を受けられる場合があります。保険証、印鑑、領収書、通帳（国保は世帯主名義、後

期高齢は本人）、マイナンバー（国保は世帯主と療養を受けた人、後期高齢は本人）の分かる物、来庁者の身分証明を用意して、市役所国民健康保険課、大胡・宮城・粕川・富士見支所で申請してください。

区分		月額	
70歳未満※1	所得901万円超・未申告	① 25万2,600円 (14万100円)	
	所得600万円超901万円以下	② 16万7,400円 (9万3,000円)	
	一般	所得210万円超600万円以下	③ 8万100円 (4万4,400円)
		所得210万円以下	5万7,600円 (4万4,400円)
住民税非課税世帯		3万5,400円 (2万4,600円)	
70歳以上※2	現役並み所得者	外来（個人）	外来+入院（世帯）
		4万4,400円	8万100円 (4万4,400円)
	一般	1万2,000円	4万4,400円
	低所得者Ⅱ（世帯主と国保加入者（後期高齢は世帯全員）が住民税非課税の人）	8,000円	2万4,600円
低所得者Ⅰ（上記と同様の人で、各種収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円になる世帯の人）		1万5,000円	

※1 所得は、基礎控除後同一世帯の全被保険者の合計。総医療費が①は84万2,000円、②は55万8,000円、③は26万7,000円を超えた場合、超過額の1%を追加負担
※2 総医療費が現役並み所得者は26万7,000円を超えた場合、限度額の1%を追加負担
※（ ）内は年4回以上該当した場合の4回目以降の額

高額介護サービス費 基準収入額適用の申請を忘れずに

☎ 介護保険室 027-898-6157

介護サービスを利用する際に支払う利用者負担には、所得に応じて月々の上限額が設定されています。収入が基準額未満などの条件に該当する場合は、負担額が減額に。市から該当する可能性のある人にお知らせと申請書を送付しました。申請期限は7月29日（金）まで。必要書類を添えて、市役所介護保険室へ申請してください。

申請期限は7月29日（金）。手続きには印鑑を忘れずに持参ください。



介護保険室 手島 一恵

消費者の「豆知識」 還付金詐欺にだまされないで

事例 今日、市役所の保険課を名乗る男性から電話があり「払い過ぎた医療費の還付金が3万円あります。2カ月前に通知しましたが、手続きできていません。今日中に手続きが必要です。あなたの銀行口座は、何銀行ですか」と言われた。その後、銀行員を名乗る男性から電話があり、スーパーのATMに行くように言われた。

回答 これは還付金詐欺の電話です。市役所や福祉事務所、銀行などをかたつてATMに誘導します。指示どおりに操作してしまつと、口座の残高を知られ、還付金を受け取るつもりが、預金をだまし取られてしまいます。事例のような電話を受けても信じてはいけません。慌てず警察に通報しましょう。



☎ 消費生活センター 027-230-1755



国保の一部負担金を減免します

☎ 国民健康保険課 027-898-6249

震災や風水害などで損害を受けたときや、農作物の不作や事業不振などで収入が著しく減少し生活困難になった場合、一部負担金を減免する場合があります。なお、すでに支払った一部負担金は対象外です。詳しくは問い合わせてください。

対象	1食あたり負担額	
一般（下記以外の人）	360円	
70歳未満で住民税非課税世帯の人。70歳以上は表1で低所得者Ⅱの人	90日までの入院※	210円
	90日を超える入院※	160円
70歳以上で表1の低所得者Ⅰの人	100円	

※過去1年間の日数